



法的側面から見た 外交

ウクライナによる法的責任追及
に向けた取組

外務省欧州局中・東欧課 検事兼課長補佐
川西 一

2024年9月14日



目次

1. 自己紹介
2. 法的側面から見た日本外交
3. ウクライナによる法的責任追及に向けた取組
4. おわりに



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan

自己紹介

- 2004年10月 検事任官
各地の地方検察庁（東京、神戸、那覇（本庁,沖縄支部）、横浜、札幌）
において捜査・公判に従事。その間、中国・北京で留学。
- 2013年3月 法務省法務総合研究所国際協力部教官
国内において法制度整備支援に従事
- 2015年10月 JICA長期専門家としてベトナム・ハノイに派遣
法整備支援プロジェクトにおいて専門家として従事
- 2017年10月 東京地方検察庁検事
- 2020年 7月 長崎地方検察庁三席検事
- 2021年 7月 法務省大臣官房国際課付
- 2022年 5月 在ミャンマー日本国大使館一等書記官
- 2023年11月 外務省欧州局中・東欧課 検事・課長補佐（現職）



現在の業務

ウクライナに関する法的業務

○ウクライナ損害登録機関 (the Register of Damage)

- ・ロシアによるウクライナ侵略により生じた損害につき、将来の賠償に備え、損害を登録する機関であり、欧州評議会の拡大協定により設置。
- ・事務局がハーグに置かれ、すでに登録を受け付ける活動が開始されている。

○ウクライナ汚職対策支援タスクフォース (ACT for Ukraine)

- ・昨年7月に東京で開催したG7司法大臣会合において、日本の提案により設置が決定され、G7各国によりウクライナの汚職対策を支援することを目的とするもの。
- ・昨年のG7司法大臣会合における東京宣言において設置され、日本の法務省が事務局を務める。



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan



法的側面から見た日本外交

- ・ 外交とは、国益とは
- ・ 日本外交の取組



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan

外交とは

- 言葉や文化、考え方の違うたくさんの国々がある国際社会の中で、日本や日本国民の利益を守る仕事

日本の国益とは

- 主権と独立の維持、領域保全。国民の生命・身体・財産の安全の確保。我が国の平和と安全。
- 経済成長を通じた更なる繁栄を主体的に実現。
- 自由、民主主義、基本的人権、法の支配等の普遍的価値や国際法に基づく国際秩序を擁護。



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan

◎日本外交の取組

- 1 日本の安全保障と国際社会の平和と安定
- 2 ODAと地球規模の課題
- 3 経済外交
- 4 広報文化外交
- 5 国民と共にある外交



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan

1 日本の安全保障と国際社会の平和と安定

- 安全保障政策、日米同盟
- 同盟国・同志国との連携
- 国際連合を中心とする国際協調
- 平和の構築
- 国際組織犯罪・テロ・サイバーセキュリティー
- 国際法
- 人権外交



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan

2 ODAと地球規模の課題

- 法制度整備支援

3 経済外交

- 国際的ルール作りと政策協調の推進
→CPTPP、RCEPなど



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan

◎日本外交の取組

- 1 日本の安全保障と国際社会の平和と安定
- 2 ODAと地球規模の課題
- 3 経済外交
- 4 広報文化外交
- 5 国民と共にある外交



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan



ウクライナによる法的責任追及に向けた取組

- 1 ロシアに対する法的責任追及
- 2 議論の枠組み
- 3 各論点についての議論の現状



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan

1 ロシアに対する法的責任追及

- ウクライナは、ロシアによる侵攻直後からロシアに対する責任追及を重視し、法的正義の実現の観点から様々な取組。
- ロシアの侵略犯罪について訴追
 - 特別法廷の設置
- 損害の賠償
 - 賠償メカニズム、財源としてのロシア凍結資産の活用
- 国際司法機関における請求
 - ICJへの提訴、ICCへの付託、欧州人権裁への提訴
- その他



2 議論の枠組み

- 国連、欧州評議会などの国際機関
- 平和サミットなど様々な国際会議
- G7など関係国の各レベルでの会合
- ユーロジャスト内の対話グループ
- 特別法廷についてのコアグループ
- 損害登録機関加盟国会議など



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan

3 各論点についての議論の現状

(1) 特別法廷の設置の可否

- 2023/1に発足したコアグループ（約40か国が参加）において、法的論点等について議論
- ①ICCとの関係
- ②特別法廷の様式と管轄権
- ③人的免除
- ④欠席裁判の可否（実効性）
- ⑤ウクライナ憲法との抵触



3 各論点についての議論の現状

(2) 賠償メカニズムとロシア凍結資産の活用

①賠償メカニズム

- ロシアの攻撃による被害について、将来の賠償に備えるため、23/5、「損害登録機関」（ハーグに事務局）が設立され、日本は準加盟国となっている。
- 24/4から、家屋の損壊についてデータベースへの登録を開始。
- 損害登録機関はあくまで事実調査機関（Fact-finding）として設立。損害額の確定、賠償支払は、別のメカニズムが必要とされる。



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan

3 各論点についての議論の現状

(2) 賠償メカニズムとロシア凍結資産の活用

②ロシア凍結資産

- G7首脳声明において、「①ウクライナがロシアから賠償を得ることを支援するためのあらゆる可能な方策を、それぞれの法制度及び国際法と整合的な形で模索する、②ロシア自身がウクライナにもたらした損害を支払うまで露国有資産を凍結し続ける。」とされている。
- 他国の国有資産は、主権免除により同意なき没収はできないのが原則。
- 24/6、G7プーリア・サミットにおいて、「ウクライナのための特別収益前倒し融資」を立ち上げることで一致。



3 各論点についての議論の現状 (3) ICJへの提訴、ICCへの付託等

①ICJへの提訴

- ・ 22/2/26、ウクライナは、6つの請求につき、ジェノサイド条約を援用してICJにロシアを提訴。
- ・ 22/3/16、ICJは、ウクライナの要請に基づき、暫定措置命令を発出（ロシアは軍事作戦を直ちに停止し、軍事作戦を更に進める行動をしないこと）。
- ・ 24/2/2、ICJは、ロシアの先決的抗弁に対し判決を行った結果、本案審理の対象はウクライナのジェノサイド条約違反の不存在に関する争点のみとなった。



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan

3 各論点についての議論の現状

(3) ICJへの提訴、ICCへの付託等

②ICCへの付託

- ・ 22/3、日本を含む各国がウクライナの事態を付託し、ICC検察官がウクライナでのジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪について捜査開始。
- ・ 23/3、ICC第2予審部がプーチン大統領、マリヤ・リボワベロワ大統領全権代表（子どもの権利担当）に逮捕状発付。
- ・ 24/6、ICC第2予審部がショイグ前国防相とゲラシモフ参謀総長に逮捕状発付。
- ・ 24/8、ウクライナICCローマ規程の批准を決定。
- ・ 24/9、プーチン大統領は、ICC締約国であるモンゴルを訪問。



3 各論点についての議論の現状 (3) ICJへの提訴、ICCへの付託等

③欧州人権裁判所への提訴

- ・ 22/2/28、ウクライナは、ロシアによる大規模かつ重大な人権侵害につき、ロシアを欧州人権裁判所に提訴
- ・ 22/3/15、ロシアは欧州評議会からの脱退を通告

(4) その他の論点



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan



ご清聴ありがとうございました。

外務省欧州局中・東欧課 検事兼課長補佐
川西 一